

青梅市吉川英治記念館事業基金条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月18日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市吉川英治記念館の事業の充実ならびに市民の文化の向上および地域の活性化に寄与するため、青梅市吉川英治記念館事業基金を設置したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市吉川英治記念館事業基金条例

(設置)

第1条 青梅市吉川英治記念館（以下「記念館」という。）の事業の充実ならびに市民の文化の向上および地域の活性化に寄与するため、青梅市吉川英治記念館事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

2 記念館にかかる寄付金は、当該年度の事業に必要な資金に充てるものを除き、基金として積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益金は、予算に計上して、この基金に編

入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための資金に充てる場合に限り、
その全部または一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、
青梅市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。